



許可番号 第 09810002378 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市中央区宮下本町三丁目28番14号
氏 名 株式会社旭商会
代表取締役 根本 敏子
(法人にあっては、名称及び代表者氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

相模原市長 本村 賢太郎



許可の年月日 令和2年12月1日
(初回許可年月日 平成12年4月1日)
許可の有効年月日 令和9年11月30日

1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥※2、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※1※2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1※2、鉍さい、がれき類※1、ばいじん

以上16種類

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含む）

取扱産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥※2、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※3、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず※2、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※2、鉍さい、がれき類、ばいじん

以上15種類

※1 石綿含有産業廃棄物を含む

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 水銀含有ばいじん等を含む

(注1) 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

(注2) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
裏面のとおり

3. 許可の条件
環境保全対策は、申請書の記載に基づき適切に行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況
令和2年12月1日 許可更新
令和3年7月15日 変更届け（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無
(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)
市名 許可番号

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 なし

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(日本産業規格 A列4番)



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類及び積替えのための保管上限

(1) ソリューション・プラザ 相模原市緑区下九沢2096番1外10筆 (6176.96㎡)

ア 保管を行う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥※1、廃プラスチック類※1、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず※1、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1、鋳さい、がれき類、ばいじん

イ 保管施設

(ア) 燃え殻、汚泥保管用コンテナ (1基) 保管面積 13.3 m² 最大保管量 11.4 m³

(イ) 燃え殻、鋳さい、ばいじん保管用ドラム缶 (27本) 保管面積 7.7 m² 最大保管量 5.4 m³

(ウ) 混合廃棄物保管ピット 保管面積 18.0 m² 最大保管量 34.8 m³

(廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類)
(エ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類保管用ドラム缶 (117本)

保管面積 21.6 m² 最大保管量 23.4 m³

(オ) 汚泥 (高含水汚泥) 用屋外タンク (10m³×2基) 保管面積 15.0 m² 最大保管量 20.0 m³

(カ) 水銀使用製品産業廃棄物ヤード 保管面積 12.75 m² 最大保管量 24 m³

(汚泥※1、廃プラスチック類※1、金属くず※1、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※1)

※1 水銀使用製品産業廃棄物を含む

(2) 第1エコ・プラザ 相模原市緑区橋本台二丁目2181番1外2筆 (2254.92㎡)

ア 保管を行う産業廃棄物の種類

廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、汚泥

イ 保管施設

保管面積 21.0 m² 最大保管量 40.0 m³

保管面積 3.9 m² 最大保管量 7.8 m³

以下余白